

令和4年4月26日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について

県内及び全国複数の地域に発出されていた、まん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されたことに伴い、3月22日から課外活動レベルを「1」に引き下げたところですが、その後、4月前半にかけては学内の感染者数が高止まりする状況が続いてきました。新たな変異株の検出の報告もあり、未だコロナ禍が収束したとは言えない状況ですが、全国及び県内の感染者数が概ね減少傾向にあり、学内の感染状況も落ち着いてきたことを踏まえ、合宿についても申請を受け付けることといたします。

活動可能な範囲が広がることとなりますが、無自覚な行動により、感染者が多数出てしまえば、再び活動が制限されることにもなりかねません。引き続き、感染防止対策に留意の上、活動を行うよう各団体所属の構成員にあらためて周知願います。

なお、課外活動に伴う会食は引き続き自粛してください。特に、感染対策が不十分な場所での会食、大人数、長時間での会合等は禁止です。部活動と直接関係していなくても、部活のメンバーで大勢が行動すれば、感染のリスクを高めることとなりますので、部活以外の場面でも慎重な行動をお願いします。少人数で食事をする際も、部活のメンバーかどうかに関わらず黙食を徹底するようにしてください。

公式戦やコンテストへの出場などで、やむを得ず宿泊を伴う活動を行いたい場合は、必ず事前に申請してください。申請の内容によって可否を判断します。合宿についても同様としますが、現下の状況に鑑み、必要最低限の人数・日数で計画するようにしてください。

記

適用期間：令和4年4月26日（火）～ 当面の間

【Ⅰ】活動範囲等

- (1) 大会、公式戦、公演、イベント等の学内外での開催や参加については、従前どおり、必ず事前申請をして許可を得てください。申請期限は原則として一ヶ月前までです。
- (2) 公式戦やコンテストへの出場、合宿など、宿泊を伴う活動を行いたい場合は、都度申請の内容により判断しますので、一ヶ月前までに申請してください。ただし、宿泊を伴う活動については、必要最低限の人数・日数で計画するようにしてください。
- (3) 課外活動に伴う会食はできるだけ自粛してください。

【Ⅱ】その他注意点

●活動前に、のどの違和感等、風邪の初期症状がないか確認し、少しでも症状があれば、活動を控えてください。

●体調不良により PCR 検査を受けることになった場合や陽性者/濃厚接触者となった場合は、本人から保健管理室へすぐにメール連絡してください。同時に主将や主務は状況を把握し、課外活動係へ報告してください。

●不明なことがあれば、都度、課外活動係へ相談いただきますよう、お願いいたします。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

なお、具体的な感染防止対策については、各団体の活動の様態に応じた対応をお願いしているところですが、以下に、第25報に掲載した感染防止対策を再掲するので、参考にしてください。

(1)発声を伴うものや吹奏楽等を屋内施設で行う場合に取りべき感染対策

- ① 屋内施設で同時に活動する人数は、通常時の収容人数の半数以下とすること。
- ② 活動中のマスク着用の有無に関係なく、前後左右2m以上の対人距離をとること。
- ③ 15分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。こまめな手指消毒とうがいをを行うこと。

- ④ 換気扇がある部屋では換気扇を、無い施設ではサーキュレーターや扇風機を使用して、窓の外に空気を押し出すような流れを作ること。
- ⑤ 全学教育棟A館を使用する場合は、近隣住民への騒音への配慮のため、音出しをしている間は窓を開けることができないため、活動中は必ず全ての出入り口の扉を全開にしておくこと。
- ⑥ 休憩中は常にマスクを着用すること。休憩中に水分補給を行う際は、飲水する時のみマスクを外すこと。
- ⑦ 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ⑧ 練習日ごとに、誰と同じグループだったのか、誰と接触を伴う練習をしたのか各自できるだけ記録しておくこと。
- ⑨ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑩ 全学教育棟の講義室を使用する場合は、別途教養教育院の使用ルールに従うこと。

(2) 発声を伴わず、常時マスクを着用した活動を屋内施設で行う場合取るべき感染対策

- ① 屋内施設で同時に活動する人数は、通常時の施設収容人数の半数以下とすること。
- ② マスクを常時着用し、前後左右1m程度（両手を伸ばして触れない程度の距離）の対人距離をとること。
- ③ 30分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。こまめな手洗いもしくは手指消毒とうがいを行うこと。
- ④ 換気扇がある部屋では換気扇を、無い施設ではサーキュレーターや扇風機を使用して、窓の外に空気を押し出すような流れを作ること。
- ⑤ 全学教育棟A館を使用する場合は、近隣住民への騒音への配慮のため、音出しをしている間は窓を開けることができないため、活動中は必ず全ての出入り口の扉を全開にしておくこと。
- ⑥ 休憩中も常にマスクを着用すること。休憩中に水分補給を行う際は、飲水する時のみマスクを外すこと。
- ⑦ 接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。接触相手の交代が必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に交代を行わないこと。
- ⑧ 練習日ごとに、誰と接触を伴う練習をしたのか各自できるだけ記録しておくこと。

- くこと。
- ⑨ 全学教育棟の講義室を使用する場合は、別途教養教育院の使用ルールに従うこと。

(3) 屋外施設で取るべき感染対策

- ① 接触を伴う練習以外では十分な対人距離をとること。
- ② 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ③ 練習日ごとに、誰と同じグループだったのか、誰と接触を伴う練習をしたのか、各自できるだけ記録しておくこと。
- ④ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑤ 屋外施設で活動する場合でも、マスクの着用が可能な場合は、着用して活動すること。
- ⑥ 練習中以外は常にマスクを着用すること。こまめに手洗いとうがいをを行うこと。

《問合せ先及び書類提出先》
学生支援課課外活動係
gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp